

氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 中学生以下の世帯員が1人以上いる世帯
- (2) 新婚世帯 婚姻をした日から1年を経過していない夫婦がいる世帯
- (3) 医療介護保育人材 新たに看護師、介護職又は保育士として、市内の事業所に従事する者及び従事することが決まっている者
- (4) 家賃 支払う賃料の内、駐車料・共益費・管理費・町内会費などの経費を除いたもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、市外から転入する者の居住を支援し、もって定住人口の増加を図るため、氷見市内において自らの居住に供するために賃貸住宅を借り上げて家賃を支払う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住している者であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家を含む、民間賃貸住宅を借り上げて家賃を支払う者。
- (2) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る家賃の滞納をしていない者。
- (3) 市外から市内に転入した日直前1年間に市内に居住していなかった者。
- (4) 次のいずれかの要件に該当する者。

- ア 子育て世帯に属する者
- イ 新婚世帯に属する者
- ウ 年齢が30歳に満たない者
- エ 医療介護保育人材に属する者

(5) すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する者。

(6) 入居する賃貸住宅は主に世帯の居住を目的としたものであり、かつ、転貸し又は当該賃貸住宅の使用権を他者へ譲渡していない者とする。ただし、貸主の許可を得て小規模な事業を営むことを妨げない。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でない者。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者。

(9) 生活保護を受給していない者。

(10) 市長が補助金の交付をすることが不適當であると認めた者ではない者。

（補助金の金額及び交付対象期間）

第5条 補助金の金額は、1月当りの家賃から住宅手当その他家賃に係る助成金等の額を減じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と2万円のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付対象期間は、転入した日の属する月の翌月から起算して2年間とする。ただし、当該賃貸借を開始した日が転入した日の属する月の初日の場合は、その月から起算して2年間とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付対象年度ごとに、その当該年度内（年度の途中で補助対象期間が終了する場合において

は、補助対象期間の終了日まで。)に市長に提出するものとする。

- (1) 当該賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅手当額等を証明する書類(助成金等がない場合も含む。)
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (4) 氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金申請に関する誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 交付決定の通知を受けた補助申請者(以下「補助決定者」という。)は、転居等の理由により補助金の申請内容に変更があったときは、補助金変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により当該補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助事業を完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助金実績報告書(様式第5号)及び補助金請求書(様式第6号)に、交付対象年度内における家賃の支払いを証する書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して2月以内又は交付対象年度の3月31日(その日が氷見市の休日を定める条例(平成元年氷見市条例第3号)第1条に規定する市の休日の当たるときは、市の休日の前日)のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に補助金を交付するものとする。

（交付資格の喪失）

第11条 市長は、補助決定者が賃貸住宅を退去し、若しくは賃貸借契約を解除したとき、又は第4条第5号から第9号に該当することになったときには、その月分以降の補助金は交付しないものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者が、転入から3年以内に転出したとき。
- (3) 転入から3年以内に交付対象者又はその世帯員が市税を滞納したとき。

（細則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に賃貸借契約が開始されたものについて適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに賃貸借契約が開始されたものについては、同日以後もなおその効力を有する。
- 3 平成30年3月31日以前に賃貸借を開始した場合は従前のおりとする。
- 4 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに賃貸借を開始した場合の1月あたりの補助金の金額は、改正後の規定にかかわらず、次の表のおりとする。

要件①	
子育て世帯である者	2万円
要件② 次のいずれかに該当する場合	
申請者が20歳以上で30歳に満たない者	1万円
転入前より氷見市内において就業している者	
医療介護人材である者	
要件③	
氷見市空き家情報バンクの物件を賃貸し、家賃を支払う者	2万円

要件①、②、③の合計額を補助金の金額とする。ただし、補助金の金額は4万円を上限とする。

- 5 平成30年10月1日から平成31年3月31日までに賃貸借を開始した場合の1月あたりの補助金の金額は、改正後の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

要件①	
子育て世帯である者	2万円
要件② 次のいずれかに該当する場合	
申請者が20歳以上で30歳に満たない者	1万円
転入前より氷見市内において就業している者	
医療介護人材である者	

要件①、②の合計額を補助金の金額とする。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日より施行し、同日以後に賃貸借が開始されたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。